



役場庁舎東地区を市街化区域に編入

役場庁舎東地区を市街化区域に編入

町では、役場庁舎東地区に商業・サービス施設を整備し、隣接する公共施設と一体的に町の新しい市街地を形成するため、都市計画法に基づき、市街化区域編入の手続きを進めてきました。3月23日付けで都市計画を決定し、告示しました。

今回、市街化区域に編入した地区の面積は約29・6haで、町では、編入と同時に、計画的な市街地整備を図られるよう、土地利用の大枠を指定する「用途地域」と、建物の建築規制などを定める「地区計画」を策定しました。また、松前町公共下水道の計画区域に入れて下水処理を行うこととしています。

また、編入区域のうち約21haについては、(株)フジが大型商業施設を建設する準備を進めています。

市街化区域編入に係る都市計画は下のとおりです。これらの計画書及び図面は、役場まちづくり課で自由に縦覧することができます。

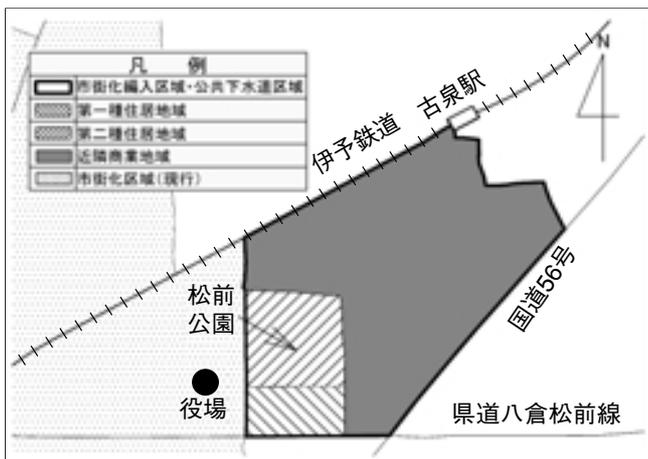
問い合わせ

役場まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

都市計画の種類	内 容																		
区域区分の変更 (市街化区域編入)	役場庁舎東地区約29.6haを計画的に市街化を図る市街化区域に編入します。																		
用途地域の指定	市街化区域に編入する区域の土地利用の大枠を指定します。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 積</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>約23.0ha</td> <td>松前公園東地区 主として商業・サービス施設の集積を図ります。</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>約 2.2ha</td> <td>松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>約 4.4ha</td> <td>松前公園地区 (体育館など)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 積	概 要	近隣商業地域	約23.0ha	松前公園東地区 主として商業・サービス施設の集積を図ります。	第一種住居地域	約 2.2ha	松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。	第二種住居地域	約 4.4ha	松前公園地区 (体育館など)						
	区 分	面 積	概 要																
	近隣商業地域	約23.0ha	松前公園東地区 主として商業・サービス施設の集積を図ります。																
第一種住居地域	約 2.2ha	松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。																	
第二種住居地域	約 4.4ha	松前公園地区 (体育館など)																	
地区計画の策定	今後開発する区域について、具体的な土地利用の方針や建築物の規制内容を定めます。 【全体面積22.4ha】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">松前町庁舎東地区地区計画</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <td colspan="2">松前町庁舎東地区地区計画</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <td>一般住宅地区</td> <td>商業集積地区</td> </tr> <tr> <th>面 積</th> <td>約1.3ha</td> <td>約21.1ha</td> </tr> <tr> <th>規制内容</th> <td>松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。</td> <td>松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。</td> </tr> <tr> <th>地区施設</th> <td colspan="2">地区内の安全かつ円滑な交通を確保するため地区道路を整備します。</td> </tr> </thead></table>	松前町庁舎東地区地区計画			名 称	松前町庁舎東地区地区計画		区 分	一般住宅地区	商業集積地区	面 積	約1.3ha	約21.1ha	規制内容	松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。	松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。	地区施設	地区内の安全かつ円滑な交通を確保するため地区道路を整備します。	
	松前町庁舎東地区地区計画																		
	名 称	松前町庁舎東地区地区計画																	
	区 分	一般住宅地区	商業集積地区																
面 積	約1.3ha	約21.1ha																	
規制内容	松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。	松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。																	
地区施設	地区内の安全かつ円滑な交通を確保するため地区道路を整備します。																		
公共下水道の区域拡大	市街化区域編入に伴い、同区域を松前町公共下水道の計画区域として拡大します。																		

【市街化編入・用途地域・公共下水道計画図】



【地区計画計画図】

